

令和 6 年 第 2 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和6年第2回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和6年2月8日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君  
代表教育委員 山 元 行 博 君  
教育長職務代理者 稲 田 滋 君  
委 員 高 橋 太 朗 君  
委 員 酒 井 康 生 君  
委 員

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 藤 村 彩 夏 君  
兼子ども未来創造局長  
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君  
担 当 部 長  
子ども未来創造局 浅 井 文 彦 君  
担 当 部 長  
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君  
小中一貫教育推進監兼副部長  
子ども未来創造局 金 城 忠 君  
学 校 教 育 監  
子ども未来創造局 濱 口 悟 君  
担当副部長兼人権施策室長  
子ども未来創造局 山 田 睦 美 君  
担 当 副 部 長  
子ども未来創造局 村 田 麻 子 君  
担 当 副 部 長  
子ども未来創造局 遠 近 高 明 君  
担 当 副 部 長  
教 育 政 策 室 長 乾 敬 一 朗 君  
学 校 教 育 室 長 三 島 新 平 君  
児 童 生 徒 指 導 室 長 高 取 貞 光 君

子育て支援室長  
保育幼稚園総務室長  
保育幼稚園利用室長

山根 貴之 君  
鉾之原 史樹 君  
福田 浩子 君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事  
教育政策室

中村 友美 君  
吉田 友子 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市小中一貫教育推進計画策定の件
- 日程第 4 児童福祉法による費用の徴収に関する規則改正の件
- 日程第 5 箕面市助産の実施に関する要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 7 箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則改正の件
- 日程第 8 幼保連携型認定こども園設置の件
- 日程第 9 箕面市認定こども園の認定及び認可等に関する要綱制定の件
- 日程第 10 箕面市民間保育所等事故防止等カメラ設置事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 11 箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 12 箕面市民間保育所等緊急保育士確保対策事業費補助金交付要綱制定の件
- 日程第 13 箕面市立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱の件
- 日程第 14 箕面市立保育所の保育所内科医及び保育所歯科医委嘱の件
- 日程第 15 箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医委嘱の件
- 日程第 16 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 17 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 18 生徒指導の件

(午後 1 時開会)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今から、令和 6 年第 2 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今の報告とおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、日程第 1 「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、山元委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 2 「教育長報告」を行います。まず最初に教育委員会委員関係なんですけど、1 月 24 日に令和 5 年度豊能地区教育長協議会研修会を兼ねまして、大阪府都市教育委員会連絡協議会豊能ブロック研修会を開催いたしました。3 市 2 町の中で箕面市が当番市ですので、箕面市の方

でいろいろ企画実行し、大阪大学の箕面キャンパスあるいは船場生涯学習センター、文化芸能劇場、船場図書館の視察を行っております。大阪大学の箕面キャンパスでは外国語学部さんの協力を得まして、阪大ふくふくセンターの活動についての講演を、竹村学部長をはじめ教員の方にさせていただきました。これは何かかいつまんで言いますと、外国にルーツを持つ子ども達の支援活動というのは日本語指導にとどまっている感がありまして、それぞれの子ども達が持つルーツのある国の言語や文化を学ぶ機会が用意されていないのではないかと、いう大学側の問題意識がありまして、そこに大学の国際的な取り組みを進める組織があるというポテンシャルの中で、何かそういうことはできないかということで以前から箕面市教育委員会にきてましたけれども、今回はそれを豊能地区の教育長あるいは教育委員、事務方を前に説明していただきまして、豊能でそれを阪大を拠点として盛り上げていきたいなというようなことになりました。2月2日の令和5年度第3回総合教育会議ですけれども、ここににつきましては船場の学校の確認事項がありまして、少しおさらいで言わさせていただきますと、昨年7月の総合教育会議で、複数の案の中から、船場小学校を施設一体型小中一貫校にし、中小学校の子子ども達が卒業後合流する案ということを一方向性を定めて検討を深めて、問題点がないかということで、多角的に検討した結果を共有し、さらには各種の取り組みについては開校までにはまだ少し時間がありますので、更に良い案があればそれをどんどん追求していこうということを確認しました。結論としましては、この案で最終進めること、またそれに伴い必要となる条例改正に向けて手続きを進めることを、市長と教育委員会の中で合意したものであります。次に教育長報告ですが、学びの多様化学校視察ということで、これはどういう意図でかということ、やはり不登校の子子ども達が増えてくる中で、いろいろ対策を練らないと駄目だということで、実は今、我々来年度に向けて考えておりますのは、適応指導教室フレンズの充実、特にオンライン環境の拡充ですとか、あるいは自然体験活動、我々は山が間近にありますので、例えばオルタナの森なんかを活用しながら、自然の中で子ども達が家に閉じこもるんじゃなくて出ていくきっかけを作るということで、社会性や協調性の育成を図れないかというようなことをいろいろ検討しているんですが、その中の一環として、学びの多様化学校、学校という大きなことになるのか、何か分室みたいなことを充実するのは別に、少しそこにも検討を深めていこうということで、京都市立洛風中学校にお邪魔しまして、施設をはじめ環境面やカリキュラムなどについてしっかり勉強してきましたので、今後それは次に繋げていきたいなというふうに思っています。小中一貫教育全国シェアミーティング in 品川というものに参加してきまして、実際に品川区立の小中一貫校の視察、あるいは先進事例として府中市呉市などについてしっかり学んできたところ。以上、教育長報告とかえさせていただきます。

- 教育長（藤迫稔君）：何かご質問・ご意見ございますか。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第18、報告第8号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。
- （“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：まず、日程第3、議案第4号「箕面市小中一貫教育推進計画策定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。
- 子ども未来創造局学校教育室長：本件は、船場の新設校の校種にかかる第三者評価での指摘を受け、教育委員会として、改めて施設分離型の小・中学校でも施設一体型小中一貫校でも、学校の施設形態に関わらず全市的に小中一貫教育を充実させるため、本市の小中一貫教育のあり方について検討する必要があると判断し、令和5年1月に箕面市小中一貫教育推進計画検討会議を立ち上げ、小中一貫教育をさらに充実させるために「箕面市小中一貫教育推進計画」を策定することとし、計画検討会議において議論を重ねてまいりました。本日、教育委員会として「箕面市小中一貫教育推進計画」の策定をご提案するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：続いて、箕面市小中一貫教育推進計画検討会議の開催状況など、箕面市小中一貫教育推進計画の概要について、続けて学校教育室長に説明を求めます。
- 子ども未来創造局学校教育室長：箕面市小中一貫教育推進計画検討会議は、有識者2名、校長3名、教育委員会事務局職員3名、合計8名の構成員と校長、副校長、教頭、教員のオブザーバーにより、令和5年1月から令和6年1月までの間に延べ11回開催し、箕面市の小中一貫教育を充実させていくために、調査研究、議論を深めてまいりました。なお、令和5年12月にパブリックコメントを実施し、20人の市民の方々からいただいた56件のご意見も踏まえて、検討会議において議論を重ねました。小中一貫教育推進計画の主な内容についてですが、目次のとおり、まず、「はじめに」のページにおいて、「箕面市小中一貫教育推進計画」を策定するに至った経緯などを明記しています。次に、第1章において、「学校教育をとりまく現状と課題」、第2章において、「これからの箕面市の小中一貫教育について」、第3章において「施設形態を

踏まえた今後の小中一貫教育の推進について」の章立てで構成しています。次に、「1. 4 箕面市の小中一貫教育の成果と課題」において、教員アンケートの結果等をもとに、成果と課題を整理しています。「課題」(1)「めざす子ども像の共有」において、教員アンケートの分析結果では、施設一体型小中一貫校に勤務する教員の約9割がめざす子ども像を共有できていると思っている一方、施設分離型小・中学校に勤務する教員は約4割程度にとどまっており、施設形態の違いが小中一貫教育の取り組み状況に影響を及ぼしていることが明らかになりました。次に、箕面市のこれまでの成果や課題を踏まえて、全市的に小中一貫教育を推進していくために、第2章2. 1「箕面市の小中一貫教育の目的と基本方針について」において、小中一貫教育の目的と基本方針を定めています。箕面市の小中一貫教育の目的は、「義務教育に関わる全ての人が9年間の連続性を大切に子どもたちを支えることで、子どもたちの「生きる力」と「つながる力」の育成を推し進める。」とし、教育委員会の観点、学校の観点、家庭・地域の観点を3観点で基本方針を定めています。2. 2「小中一貫教育にかかる具体的取り組み」において、3つの観点から取り組み内容を整理しています。主な取り組み内容についてですが、全小・中学校に、小中一貫教育推進担当者を配置し、首席・教務主任・生徒指導主任等、校内のミドルリーダーである教職員が推進担当者を担い、管理職を始め全ての教職員と協働して所属する中学校区の小中一貫教育を推進することを目標としています。推進担当者のうち、中学校区ごとに1名を小中一貫教育推進コーディネーターとし、中学校区内で中心となって推進担当者とあらゆる連携を図り、中学校区の小中一貫教育を積極的に推進することを目指すものです。他にも、「教育活動充実事業費交付金制度の改正」「中学校区の学園化に向けた兼務発令」「小中一貫教育の推進を意識した人事配置」「小中一貫教育担当指導主事の配置」「9年間を見通したカリキュラムの充実」「中学校区での9年間を見通した指導計画の作成」「乗り入れ授業の実施」「校区合同授業研究会の実施」「中学校区合同研修の実施」「小小交流・小中交流の推進」「中学校区単位の学校協議会の導入」「中学校授業参観の参観対象者の拡大」を取り組み内容としています。次に、第3章では、「施設形態を踏まえた今後の小中一貫教育の推進について」というテーマで、現在の学校配置・施設形態の状況を踏まえ今後の学校配置・施設形態に関する基本的な考え方を明記しています。小学校と中学校の学校段階の差が持つ教育効果を重視する場合などは、施設分離型の方が適切な場合も想定されますが、子どもたちの「生きる力」と「つながる力」を育むために、小中一貫教育の効果を活用していこうとする本市にとって、理想的な施設形態は施設一体型であると考えています。本市においても、将来的な課題として、「児童生徒数の減少」や「学校施設の老朽化」という課題に直面することが予想されます。本市教育委員会としては、「児童生徒数の減少」や「学校施設の

老朽化」の課題が生じる際には、現状よりも「小学校と中学校を一体的に運用しやすい」施設形態への移行の可能性について「最新の児童生徒数、児童生徒数推計」「学校用地の確保状況」「通学の安全性」など明記している10項目のことを踏まえて検討するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： 小中一貫教育推進計画検討会議は延べ11回開催されました。検討会議の構成員のみなさまにおかれましては、小中一貫教育推進計画策定に向けて調査研究、議論等を丁寧に行っていただいたことに、教育委員会委員を代表して改めて感謝申し上げたいと思います。また、委員の皆さまにも、令和5年11月以降、教育委員会協議で延べ5日間に渡ってご議論いただきましたことを感謝いたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 教育委員とは協議会等を踏まえまして何度も協議させていただきました。僕の感想としては、ようやくここまでたどり着いたなというふうに思っていますが、これはあくまでも施設形態に関わらず、箕面市全体で小中一貫教育を進めていこうという一定の方向性を表した指針的なものです。実際には予算が伴うものもありますので、直ちにそれが全てできるかと言ったらそういうものでもありませんし、それぞれの学校の事情にもよりますが、なかなか難しいかも知れませんが、少なくとも我々は最終的にはこれを達成するという、これをバイブル的に使ってみんなで頑張っていこうというものだと思いますのでよろしくお願ひしたいというのと、船場の学校のところでも言いましたけれども、これも時代とともにまた新たなより良い施策が出てくる可能性がありますので、いったん作ったんだからこれでもう終わりだということではなくて、その都度また議論しながらバージョンアップしていきたいというふうに思っていますので、またその際にはよろしくお願ひしたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第4号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 日程第4、議案第5号「児童福祉法による費用の徴収に関する規則改正の件」及び日程第5、議案第6号「箕面市助産の実施に関する要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議



することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援室長に求めます。

○子ども未来創造局子育て支援室長： 議案第5号は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令に基づき、出産育児一時金等の額が引き上げられたことに伴い、関係規定を整備するため、児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正を提案するものです。改正の内容につきましては、助産施設への入所措置の可否に関する基準額を引き上げられた出産育児一時金等の額と同額とする内容となっております。次に、議案第6号は、同じく健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」の通知に基づき、関係規定を整備するため、箕面市助産の実施に関する要綱の一部改正を提案するものです。改正の内容につきましては、助産の実施の対象者を国通知の文言に合わせるとともに、助産の実施の対象となる上限額を出産一時金の改定額と同額とする内容となっております。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第5号及び第6号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第6、議案第7号「箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援室長に求めます。

○子ども未来創造局子育て支援室長： 本件は、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、箕面市一時預かり事業補助金交付要綱の一部改正を提案するものです。新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための経費であったものを、感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費とする内容となっております。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第7号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第7、議案第8号「箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読

を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、来年度の「かやのこども園」開園に向けた箕面市立幼保連携型認定こども園の園運営の検討を進める中で、幼稚園コース在籍者を対象に実施する「預かり保育」の利用料の徴収方法にかかる規定を変更する必要が生じたこと等により、規則の一部を改正するものです。幼稚園コースの子どものうち、保育の必要性を認められた「新2号認定子ども」に該当する子どもが、預かり保育を利用した際の徴収方法を変更するものです。新2号認定の預かり保育料は、国の無償化制度の対象となり、1日あたり450円が無償化されますが、その徴収方法は、現行規定では、保護者が一旦通常料金を園に支払うとともに、別途、無償化分を保護者が市に還付請求し、市が保護者へ還付するという流れになります。今回の規則改正により、あらかじめ市側で無償化分を差し引いた上で徴収できるようになり、保護者の手続きを簡略化いたします。他、預かり保育料減免の対象となる副食費の範囲見直しに伴い、利用料の一部を見直しするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第8号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第8、議案第9号「幼保連携型認定こども園設置の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、本市の西部地域で、長きにわたり幼稚園として、3歳以上の幼児教育・保育を運営されてきた私立箕面桜ヶ丘幼稚園が令和8年3月末に休園を予定していることに伴い、市内で認可保育園等を設置・運営している社会福祉法人みすず学園福祉会が、同等の教育・保育ニーズに対応する幼保連携型認定こども園を設置することについて、先日、箕面市子ども・子育て会議の意見の聴取が終了したため、これを踏まえ同法人による幼保連携型認定こども園の設置を決定することを提案するものです。社会福祉法人みすず学園福祉会は、市内で、0歳から5歳児の幼保連携型認定こども園や、2歳児までの「みすず学園桜ヶ丘保育園」を運営している法人で、箕面桜ヶ丘幼稚園を保育園の卒園後の接続先として設定するなど、これまでから協力体制を取ってきています。新たな認定こども園は、当該幼稚園の園児や教諭を一部受け継ぎ、当該幼稚園の近隣に位置する桜ヶ丘2丁目に、令和8年4月1日に、開設する予定です。箕面桜ヶ丘幼稚園は、幼稚園でありながら、保護者の子育てと就労の両立支援として、保育園並の預かり保育を実施し、実質的に認定こども園の機能を備えている施設であり、また、市内に複数ある2歳児

までの園の接続先としても3歳児の受け入れを行ってきたことから、新たに設置予定の園の定員についても、箕面桜ヶ丘幼稚園の現状を踏まえ、対象年齢は3歳から5歳児、定員は105名とし、現箕面桜ヶ丘幼稚園の実定員と大きな離れはなく、定員の増減はほぼ無い見込みです。また、保育施設を開設するにあたり、幼児教育・保育施設の利用定員を定めるときは、審議会等の意見を聴かなければならないと定められており、本市では、有識者や保護者等で組織された箕面市子ども・子育て会議に令和6年1月12日にお諮りし、ご意見をいただきました。主なご意見は、直接的なご意見としてではありませんが、「市全体としてのニーズ把握だけでなく、地域ごとのニーズの把握に努めて欲しい」などのご意見がありました。今回の幼保連携型認定こども園は、既存施設がこれまで担ってきた役割の継承であることや、既存施設への市民ニーズも一定あることから、設置すべきであると考えています。なお、令和7年度に箕面桜ヶ丘幼稚園に在園している3歳児及び4歳児については、箕面桜ヶ丘幼稚園休園後は、令和8年度に開設される幼保連携型認定こども園の4歳児、5歳児として受け継がれる計画となっており、3歳児については、市内に複数ある2歳児までの園の接続先となるものと想定しており、保護者ニーズに対応するものと考えています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： ちょっと整理しますと、普通1つの幼稚園が閉園するというときには、段階的に閉める方に向かって、例えば「来年度は新しい3歳児を募集しませんよ」というふうになるんで、具体的にこの例で言うと、「令和5年は3歳、4歳、5歳がいてるけれども、次募集しないから6年度は4歳、5歳になる、7年度は5歳になって、5歳の子は卒園して閉園します」ということになるんですけども、みすず学園の保育所と連携していることから言いますとその辺は話ができていますので、新たな募集をしなくて今回どうなるかという、次の連携先としてこの新たな認定こども園ができますので、5年度の3歳、4歳、5歳、6年度も3歳、4歳、5歳、7年度も3歳、4歳、5歳でここで終わるんだけど、この3歳と4歳の子どもの行き先は、その8年度にできる認定こども園にあるということで、新たな募集をしないんじゃなくて普通に終われるよというメリットが1点と、2歳児の行き先が先の初めの一般的な例であると6年度にはもう3歳以上取らないんだから6年度に2歳の子どもの行き先がないんだけど、今回は7年度まで3歳、4歳、5歳であるので、7年度までしっかり2歳児の受け皿があった上で、8年度は新しい認定こども園になるということで、一般的な1つの幼稚園が閉園するというスケジュール感と、法人同士が連携できるということで、そういう解決策はできるというふうな形になっております。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第9号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第9、議案第10号「箕面市認定こども園の認定及び認可等に関する要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、認定こども園の認可・認定事務を行うに当たり、認可・認定事務に必要な事項を定めた本要綱の制定をご提案するものです。認定こども園認可・認定事務については、大阪府福祉行政事務に係る事務処理特例に関する条例に基づき、平成28年度に箕面市は、大阪府から権限委譲を受けています。認定こども園の認可・認定事務を円滑かつ着実に行うにあたり、市内認可保育園の認可事務において事前協議を行うこととしていますが、大阪府条例には、事前協議に関する規定がないため、認定こども園の認可についても事前協議を行うため、本要綱を制定するものです。なお申請書式等につきましては大阪府の様式を活用しています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 今の説明でいうと、大阪府の条例ではこういう規定がないのにできている。なのになぜ市ではそれが必要なのかということと、他市の状況はどうなのかということをちょっとここで共有してください。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 大阪府がこれまで認可・認定をしていた際には、計画のあった際には、まず市町村の方でその手続きをしまして、書類などの受付も、まず市がした上で、大阪府に提出するという仕組みになっておりますので、市町村がそれまで事前協議をしていて、それが済んだものが大阪府に提出をされていたという流れになっております。また、近隣市におきましても、例えば池田市等につきましても、事前協議を定めるために、市独自の要綱の制定をされておられます。

○教育長（藤迫稔君）： 今説明がありましたように、大阪府は条例の中で事前協議の必要性が書かれていないというのは、その代わりにそれぞれの市町村がやるということで一定の役割を果たしてるから、大阪府はもうそれなしでいけますが、権限委譲を受けている我々にとっては、いきなり出てくるといろんなことで時間的な関係もあってやっぱり事前協議できっちりした上で、申請を受けるということは必要だということで、今回設定させていただきます。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第10号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第10、議案第11号「箕面民間保育所等事故防止等カメラ設置事業補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長 : 本件は、市内民間保育園等に対し、保育中に発生した事故等の状況把握や検証のため、市独自にカメラ設置に対する補助を行うため、本要綱を制定していましたが、このたび、新たに国が実施する保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を活用するため、本要綱の改正をご提案するものです。国補助制度の趣旨である、性被害の防止を本要綱の趣旨を明記するとともに、国補助制度において、新規開設予定の施設も補助対象となるため、令和6年4月に開設予定の保育園を補助対象に追加するものです。本要綱は、令和5年度を限定としており、令和6年3月31日をもって失効することとしていましたが、国において、令和6年度に繰越した場合も補助対象となることから、本補助金につきましても、令和6年度に繰越しする場合は、令和6年度に改めて、同様の要綱の制定をご提案させていただく予定です
- 代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員(稲田滋君) : まず、どれぐらいの市内の保育園、認定こども園でこれをやりたいというところがあがっているのか、それで1件あたり大体いくぐらい市が出して、国が出して、設置者がいくらか出すのか、その辺りのことを教えてください。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長 : 今回対象となる園としましては、新設園も加えますと44園となりますが、そのうち今回この補助金を活用したいという意向をいただいているのは24園となります。各園においての設置台数としましては、まず保育室の通常6室に、一時保育等をやっている場合はその保育室を加えた形で補助対象としておりますので、1園あたり8台くらいを設置されることになりまして、1台あたりの基準額を35万円としておりますので、35万円にその台数分が補助条件となっております、その2分の1を市が補助するというのが補助の内容です。2分の1の金額を園に補助させていただくということになっております。
- 委員(稲田滋君) : 44園中24園が申請予定で、1園あたり8台のカメラを設置ということですかね。44園中24園の残りの園はなぜ設置しないのかその理由を教えてください。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長 : まず残りの園については、この補助

制度の制定前に独自に設置している園もあります。また、今回カメラ自体の設置をされないというのもあるんですが、保育士が萎縮してしまうのではないかと、そういう理由から設置をされないというような園もあります。

○委員（稲田滋君）： 8台つけたら園の負担も140万円くらいになりますかね。そういう金銭的な面で設置しないということになっているのかもわからないんですけど。保育士が嫌がるから設置しない。なかなか保育士が集まらないという状況の中で、カメラがあるからあの園は嫌だとなるのも困ったものなんですけど。やっぱり嫌なんですかね、保育をカメラで撮られているというのは。

○子ども未来創造局担当部長： 基本的にはつけていただくことによって、例えば怪我とか事故が起きた時にしっかりと検証できるという面では、逆に保育士自身を守ることに繋がると思っていますので、そこはしっかりお話させていただいてます。中にはWebカメラを自らつけていらっしゃる場所もあって、例えばご自身のお子様の保育中の様子を保護者が仕事の合間に見れますよというサービスを導入していらっしゃる場所もありますので、基本的にはつけていく方向でみなさん考えてくださっているんですけども、中にはそうお話させていただいても、ちょっと今は見送りますというところがわずかにあるという状況です。

○委員（稲田滋君）： 補助が出るのは今だけなんですよね。後でつけようと思っても丸々自分のところの経費でつけないといけないので、できるだけ設置に向けてお声がけをしていただきたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第11号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第11、議案第12号「箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、民間保育園等に対して交付している補助金について、新たに国が実施する一時預かり事業（災害特例型）について、補助要件等の必要な事項を定めるため、要綱の改正をご提案するものです。令和6年1月に発生した能登半島地震により在籍する保育所等が利用できず、一時的に別の保育所等を利用する場合や、被災市町村に居住する世帯の子どもが、一時預かり事業を利用する場合、利用する保護者の負担を生じさせないようにするため、当該児童を受け入れた保育園等に対して、国の規定に

基づき、補助を行うものです。本市において、現時点でそのような相談は受けていませんが、対象者があった場合には、数名の受け入れが可能な状況であると、一時保育を実施している園に確認しています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第12号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第12、報告第5号「箕面市民間保育所等緊急保育士確保対策事業費補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、令和6年4月の待機児童解消のための緊急的な保育士確保対策として、有料職業紹介事業者を利用し、市の要請に応じて定員を拡大した民間保育園等に対し紹介手数料の一部を補助するため、要綱を制定する必要が生じましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。令和6年4月に向けた保育所入所調整の結果、現時点で、1歳児を中心に、概ね40人の待機が生じる見込みであり、危機的な状況となっています。その大きな要因としては、公立保育所も含め深刻な保育士不足で、多くの民間保育園等が保育士確保に苦慮しており、退職補充等の保育士が確保できないことにより、令和5年度より定員を縮小せざるを得ない園が複数生じています。このような状況を打破するためにも、民間保育園等の保育士確保を迅速かつ強力で支援する必要があると考えており、このたび、緊急的な対応として、保育士採用に係る経費について補助することで、1人でも多くの保育士を確保し、待機児童解消に努めたいと考えています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 今説明ありましたが、もう少し丁寧に、具体的に説明してほしいのは、1次選考でどういう何人の募集、応募があってどうなってるかということと、今後さっきありましたように2次選考に向けてどういう作業をするのかということと、少し数字も出した上で共有しておきたいのと、保育士不足に対して今この案が出てきているが、これ以外にまだこういうことも考えているということもあればちょっと説明をしてください。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 令和6年の4月に向けましては、希望が900名弱の申込みをいただいております、1月の末に700人弱の方

に内定の通知を、また0から5歳児あわせて概ね200人の方に待機通知を発送しております。この発送の際には、保護者には選考後の空き状況、空いている園もございますので、空き状況をお知らせしまして、希望の施設の追加や変更などを2月5日までにご提出いただくようご案内をさせていただいております。現在2次選考に向けまして準備をしているところです。調整可能な空き定員にご案内をした上でも、現時点におきまして最終的な待機児童は1、2歳児を中心に40名程度となる見込みで、この待機児童を2次選考までに解消するために、まずは今回ご提案させていただきました緊急保育士確保対策を、まだ定員が広げることが可能な園にご案内させていただいて、それぞれにおいて職業紹介を活用して、採用に向けて動いていただいているところです。市としましてもそのような状況を把握しまして、まずは定員確保に努めていただくようお願いしているところです。また、公立の保育所につきましても、1人でも多くの保育士を確保するために、現在職員採用の取り組みをしています。まずは保育士確保を、緊急ではありますが民間をそのような形で支援させていただいて、1人でも多くの保育士を確保させていただきたいと思っております。また、保育士確保に向けましては、昨年度は森町地域で待機が多くなっていたのですが、今年度市内全域においてもこのような待機が出ているような状況ですが、森町地域につきましても生活支援補助金について、市外の保育士も対象に広げるなど民間園にもすでにご案内をして、それも活用しつつ採用も進めていただいております。市内全域において市外も対象にしたということになりますが、さらに森町地域につきましては交通面からも保育士の採用が厳しい地域となっておりますので、森町地域の新規採用の保育士、現在いる保育士が辞めないためにも、地域手当という新たな手当を創設したいと考えております。引き続き有効な保育士確保についてさらに検討を進めて1人でも多く確保していきたいと考えております。

○教育長（藤迫稔君）： 今の説明で言うと900人弱の申込みがあったということで、対象者からするとその900人弱はどれくらいの率かと、ここ3年くらいの率は説明できますか。我々教育委員を含めて、森町は大変だということは共有できてまして、森町をなんとかしなければ待機児童が出ると言っていたのに、ふたを開けたら正直森町どころの話ではないということですよ。なぜそれが把握できなかったかということの1つとしては、「例年だいたい申込者の率がこれくらいだったからこのくらいで大丈夫と推測していたのが、今回はこんな数字になったのでこうなったんです」といえば理解出来るけど、「過去何年かの推移を見たらだいたい今回も同じ数字でした」ということであるならば、我々の見込みが甘かった、森町だけではなかったということになるので、そこの確認をしたかったのと、できれば他市も、箕面市だけががんと上がっていて近隣市は普通なのか、近隣市も同様でびっくりしているとか、数字で表し



ていただけると、教育委員も「それは仕方がないな、何か対策をがんばろう」というのか、「甘いのではないか」というのかのどちらなのかなと思って。

- 子ども未来創造局担当副部長： 保育所入所を必要とする子どもの、子ども全体に対する割合、小学校に入る前の0歳から5歳児の割合でいきますと、今手元にあるのは令和4年から令和6年の3年分なんですけど、令和4年の4月の時点では4割を切ってたのが、令和5年度で42%ほどで上がっています。令和6年度に行きますと46%で、45%はもう超えてるような状態になっています。実際の子どもの数、就学前の全体の児童数は、令和6年4月は推計なのではっきりわからないんですけど、令和4年度、5年度、6年度は、7015、6723、そしておそらく6500位かなというので、子ども全体の数は徐々に減ってきてます。ただ先ほど言いましたとおり、保育を必要とする子どもの割合は増えているので、お申し込みの数としては増えていて、去年よりも今年の方が160～170ぐらい増えているような状態になっています。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 他市の状況なんですけれども、どこも今まさに選考中で、実際の数字はまだどの市も共有させてもらってないのですが、状況としましては民間園で保育士確保に苦勞している、公立も含めてですが苦勞しているので、定員を下げている園も出ているというような話も聞いております。新設園も設置されているので、今待機が出る予測をしていないような市もありましたし、調整中で待機が出る可能性があると言っている市もありました。箕面市と同じように待機児童の解消に向けてまさに今動いているところという状況です。
- 委員（稲田滋君）： ちょっとわかりにくかったので、例えば1次選考の待機が今年が200人弱、去年はどれぐらいだったか、一昨年は何れぐらいだったのか、その辺はわかりますか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 途中経過の数字になってますのでちょっと今は把握しておりません。
- 委員（稲田滋君）： 例えば感覚的に、去年の倍ぐらいの待機になってるとか、そういう何か感覚的なことでわかりますか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 空きがあとどれだけ残っているかというところで、最終的な待機がどれだけになるかというところで言いますと、今、待機の通知を受けた方の分が、今の空きの中ではまかなえないという状況なので、待機児童の数としてはこれまでになく危機的な状況だと思っております。
- 委員（稲田滋君）： この4月に、さっき40人の待機が出ると言ってましたが、去年、一昨年は4月の待機は0だったわけですね。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 去年につきましては、1歳児において6名となっております。
- 委員（稲田滋君）： 去年は6名、一昨年は0だったのが、今年は40名がも

しかしたら待機になるかもわからない。だから危機的だと。だからいろんな策を立てていかないということですよ。それで4分の3で、80万円を上限に、人材紹介に支払った金額が120万とか130万とかかかる、そのうち80万は市が補助しましょうということなんですけど。例えば極端な話、80万円あなたにあげますから、箕面に来て箕面の保育士になってくださいと言った方が手っ取り早いんじゃないですか。

○子ども未来創造局担当部長：先程から色々確認をしていただいているのですが、直近の申込み状態で言いますと、令和5年度、令和6年度でいうと、100件くらい申込みは増えています。子どもの数は減っているけれど、申込み自体は増えているということがありまして、私たちとしても毎月民間園から職員の配置状況という報告は常にいただいている、来年は何人退職される予定か、それは補充できるかということも毎月書類をいただいて確認しているのですが、民間園に聞くところによると、予期してない急な退職がいつになく出ている。その退職補充が、今まで定員をいっぱい設けてくれていたところですから、こんなに厳しい年は初めてだという声は聞いています。箕面市でもキューズモールのところに新しい園を作らせていただいているんですけども、色々分析しますと、箕面市や近隣市に保育施設ができると、潜在保育士が掘り起こせたら別なのですが、今、働いている保育士が新しくできた施設に移っていかれているのではないかと。箕面市内でもそうですし他市も含めてですが、保育士の取り合いになっているなというのは近隣市とも話をしていて思っているところです。今回、緊急対策も打たせていただいているのですが、民間園としても求人はずっと出し続けているが、待っているだけでは全くだめだということで、厚生労働省等がきちんと登録制度を取っている安心な人材紹介のところを、もしくは箕面市内で今まで活用していただいて、きちんと人が雇えてうまくいった実績のあるところの会社を使っていただいて、確実にかつ早急に保育士の確保をしていただきたいとお願いをしておりますのと、先ほど室長からもご説明しましたが、民間園と言いながら公立そのものも退職補充等ができずに定員を減らしているという実態がありましたので、保育所、幼稚園に配置している以外の保育士等も保育所に配置換えをすることで、少しでも定員を確保する動きもしております、限られた期間ではありますが、今後も日々検討しまして、1人でも多くの方をきちんと保育所にご案内していくべく、引き続き検討させていただきたいと考えております。

○教育長（藤迫稔君）：過去にあったように、新たな保育所を整備しないとどうにもならないという状況、しかも新しい保育所を作るには1年も2年もかかる、どうしようかという状況じゃなくて、今はキャパはあるんですよ。キャパはあるけども、保育士がいないということで、問題が1点に絞られてるんで、しかも保育士さえ確保できればすぐにでも対応できるという、問題点がすごく

クリアになってるんで、我々も今説明した以上の策もいろいろ練ってますけども、もうあらゆる手を使ってでも保育士を確保するという事に頑張っていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○委員（高橋太郎君）： 確認なんですけど、こちらのことをいろいろお話しされていて、だいたい理解できているところではあるのですが、お金を、採用費用に対する補助を出す意味で間違いないですか。というのは、人が集まらないのは、各園に採用にかける予算がないから集まってないと思われてるからこういう対策をとるのだと思ひます。先ほど稲田委員がおっしゃったように、それであれば、その働く人に直接アプローチする方向にお金かける方が効果があるんじゃないかというのはごもっともな意見だと思います。これがよくないって言うてるわけじゃないんですけど、もちろんこういう方法もありだと思ひんですけど、本当にの意味のある方法なのかなと疑問には思ひわけですよ。各園が採用にかけるお金がないから出すっていうならわかるけど、あるけど集まらないならいくらお金を出しても集まらないわけですよ。そういったところはですね、これで効果が出ない可能性もあると思ひていただいて、また予期せぬ退職が出てるっていうことであれば、今以上に人がさらに足りなくなってくる可能性も今後あるわけですよ。2月末までに各園を退職される。3月末日で退職しますっていう人は、まだまだこれから出る可能性はあるんじゃないですか。そうなるのもっと増えていく可能性もあるわけで、そうすると今いる人が辞めないようにする対策も考えなきゃいけない。考えないといけないことややらないといけないことが、これ以上にもっともっとあると思ひます。これはこれでいいと思ひんですけど、いろいろご検討をお願ひしたいと思ひます。

○代表教育委員（山元行博君）： 2週間ほど前ですかね、待機が40という数字を聞いてショックを受けてびっくりしたんですけど、現実はどこも厳しいと思ひます。ただもし4月に40が出たときに他の市がもし正常であるならば、そこへ頭を下げに行ってもらえますか。例えば豊中がちゃんと安定しているなら豊中に頭を下げ、箕面の待機児童40を0にするまできちっと頼みに行ってもらうことは可能ですか。

○子ども未来創造局担当部長： お一人お一人の通勤事情等も把握しておりますので、例えば森町の方でしたら川西や猪名川を含めてですし、箕面市でしたら池田、豊中、吹田等ですけど状況をすぐ把握させていただきまして、広域入所の手続きをさせていただけないかということはおわせて進めていきたいと思ひます。

○教育長（藤迫稔君）： 制度上は可能なんです。実際に過去にも池田とかに頼みに行ったこともあるんですけど、やっぱり断られるんですよ。向こうは万が一のために、例えば10人空いていたとしても10人はやっぱり空けておきた

い。年度途中に来るのでっていうので、なかなか首を縦に振ってくれませんけど。先ほど言いましたようにできることは何でも、可能性があるならばやっていきたいなと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： 後は無茶なと言いますが、指導主事は教員免許を持ってるのでね。なんかもし困ったら指導主事、いや暴論ですよ、指導主事幼稚園行けよということで行かせるぐらいの覚悟がないと。これずっと待機児童は続くんだと思います。僕、他でお送り迎えをしてるけど、その民間保育園で日に日に先生が減っていった。ほとんど辞めていったと思う。だから普段あったミニ行事が全部なくなっている。ただ、預かっているだけという感じにしかなくてないんで。多分どこもきついんだと思う。だから何か覚悟を示さないとなかなか待機児童の解消には届かないんで、ぜひ覚悟をもってやっていただきたいというふうに思っています。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第5号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第13、議案第13号「箕面市立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長： 本件は、箕面市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が令和6年3月31日をもって満了するとなること、また令和6年度よりかやのこども園が開園することに伴い、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、新たに箕面市立認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校の学校医65名、学校歯科医43名及び学校薬剤師9名について委嘱するため、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第13号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第14、議案第14号「箕面市立保育所の保育所内科医及び保育所歯科医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求め

ます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長　：　本件は、箕面市立保育所の保育所内科医及び保育所歯科医の任期が令和6年3月31日で満了することに伴い、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第1項に規定する嘱託医として、新たに保育所内科医及び保育所歯科医を委嘱するため、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、議案第14号を採決いたします。  
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは次に、日程第15、議案第15号「箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長　：　本件は、箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医の任期が令和6年3月31日で満了することに伴い、箕面市病児・病後児保育実施要綱第10条第2号及び第3号に規定する病児保育相談医及び病後児保育相談医を新たに委嘱するため、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、議案第15号を採決いたします。  
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第16、報告第6号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、報告第6号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第17、報告第7号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、去る令和6年1月18日に開催いたしました令和6年第1回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。
- 代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第7号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 代表教育委員(山元行博君) : 他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 代表教育委員(山元行博君) : それでは次に、日程第18、報告第8号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員は、退席してください。

(傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席)

(報告第8号に係る審議)

- 代表教育委員(山元行博君) : 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案12件、報告4件は、全て議了いたしました。教育長にお返しいたします。
- 教育長(藤迫稔君) : ありがとうございました。これもちまして、令和6年第2回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後2時26分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 (本人自署)

委員 (本人自署)